

ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記条件をすべて満たす個人のお客さま ① 当金庫の会員（出資会員）または会員たる資格を有する方。 ② 大学院、大学、短大、高専、専修学校、各種学校等に就学するご子弟の親権者の方。 ③ 前年年収300万円以上の方（配偶者の年収50%を合算できます）。 ④ 現勤務先に2年以上勤務または同一場所で同一業種を3年以上営業している方。 ⑤ 最終返済時の年齢が満70歳以下の方。 ⑥ 負債比率30%以内の方（カードローンおよび本件ローンを含みません）。 負債比率＝年間元利返済額÷前年年間所得×100 ⑦ 不動産を担保にできる方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学に係る一切の資金
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000万円以内（ただし1世帯当りの貸越極度額とします）
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 据置期間 原則として在学6ヵ月前から卒業予定月末日まで なお、複数のご子弟が大学等に在学している場合は、最後に卒業するご子弟の卒業予定月末日までとすることができます。 ・ 返済期間 据置期間終了月の翌月から15年以内
ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金庫短期プライムレート+1.375%（変動金利） ※ 利率の見直しは、毎月利息支払日に行い、当日より適用する。
ご融資形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当座貸越：据置期間中は随時入出金できます。 ・ 据置期間終了後は、返済のみとなります。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 据置期間中は利息のみのお支払い、据置期間終了後に元利均等払いとなります。 ・ 据置期間中は毎年2月・8月の元加時および契約終了時に自動徴求します。 ・ 据置期間中は毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。 ・ 約定返済日は、毎月10日または20日とします（休日の場合は翌営業日）。 ・ 毎月定額返済（ボーナス月増額返済併用可） ・ ボーナス月増額返済は融資金額の50%以内で指定できます。 ・ 申込人名義の普通預金口座からの自動振替による返済となります。 ・ 退職金返済もできます。 退職金返済は、極度額から退職金返済分控除後の50%以内とします。 なお、公務員の方は、極度額の50%以内であれば、退職金にて最終回返済ができます。 ・ 定額返済額の計算方法 (貸越極度額－(ボーナス返済額＋退職金返済額))÷返済月数 ・ 約定返済とは別に、残債務を繰り上げて返済することもできます。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保となる不動産に根抵当権を設定いたします。



	<p>根抵当権債権極度額の設定は、貸越極度額の1.2倍とします。</p> <p>・建物には火災保険を付保していただきます。なお、保険金額は時価相当額、期間は原則としてご融資期間以上とさせていただきます。</p>
保証人	<p>・1名以上</p> <p>① 同居のご家族も可。</p> <p>② 担保提供する場合は担保提供者。</p> <p>③ 配偶者の所得を合算する場合は配偶者。</p>
必要書類	<p>・借入申込書</p> <p>・次の書類をご準備ください。</p> <p>① 本人を確認する資料</p> <p>② 所得を証明する資料</p> <p>・給与所得者 公的所得証明書または住民税決定通知書</p> <p>・事業所得者・会社役員 所得金額記載の納税証明書または公的所得証明書</p> <p>③ 土地建物登記簿謄本、公図および実測図(写)</p> <p>④ 住民票抄本</p> <p>⑤ 保証人の所得を証明する書類</p> <p>⑥ 入学・在学確認書類 合格通知書・入学許可証・在学証明書など</p>
手数料	<p>・新規取扱手数料は不要です。</p> <p>・根抵当権債権極度額の設定時、抹消時には別に定める不動産担保調査手数料がかかります。</p> <p>・据置期間終了後、元金の返済中に一部繰上返済する場合は22,000円の手数料をいただきます。</p>
その他参考となる事項	<p>・この口座は、自動入金および自動支払口座としてご利用できません。</p> <p>・据置期間中の金利見直しは毎月利息支払日に行い、当日より適用します。</p> <p>・据置期間終了後、元利均等払いに切替後の利率は基準金利(当金庫の短期貸出最優遇金利)の変更に伴い、その変更幅と同じだけ自動的に引き上げまたは引き下げられます。変更は毎年切替実行月および6ヵ月後応答月の1日を基準日として年2回見直しを行い、新利率は各基準日の1ヶ月後応答日の翌日以降で最初に到来する約定返済日の翌日から適用いたします。</p> <p>・ご返済が遅滞した場合の損害金の割合は年18.250%(年365日の日割計算)とします。</p> <p>・毎月元利均等割賦返済とはご返済の初回から最終返済時まで、毎月のお支払い金額(元金返済部分+利息支払部分)が一定となるように計算されている返済方式です。</p> <p>・返済額の試算については窓口でお問い合わせください。</p>

2024年9月24日現在